

第20回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月) 午後4時00分～午後4時37分

2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室

3. 出席委員(19名)

4. 欠席委員(1名)

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法18条6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から11月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が4名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。ようやく大きな霜が降りて冬らしくなってきました。今年は、海水温が高いということで雪が降りやすいと言われておりますので、農作物の管理や施設の管理に十分気を付けていただきたいと思います。また、今月末が農業の収入保険の締め切りだったと思います。希望者がありましたら、農業共済組合が窓口になっていますのでご相談をしてもらったと思います。

それでは、ただいまより第20回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、13件、報告第2号、農地法18条第6項の規定による届出について、1件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4件、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、2件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願ひします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は13件でございます。議案書のほうは1ページから20

事務局 ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長 只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をいたします。

事務局 それでは、議案書の21ページをご覧ください。報告第2号についてご説明いたします。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

内子町●の農地、田3筆 1, 538㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

書類に不備もありませんでしたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長 只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の22ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 731㎡です。

譲渡人は、●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

事務局

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは高齢のためご近所にお住まいの●さんに柿畑を譲ることにいたしました。●さんは、●にお住まいで主に柿を栽培されていることから譲り受けて規模拡大します。生産に必要な農機具は、スピードスプレーヤー・軽トラ・2トントラックなど保有しております。また、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴25年、農作業の従事日数年間300日で必要な技術はあります。また、申請地は自宅から100メートルであり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月18日、農業委員の●さんと一緒に、●事務所に電話で聞きました。

●さんは、高齢のためご近所にお住まいの●さんに柿畑を譲ることにしたそうです。●さんは、●にお住まいで主に柿を栽培されていることから譲り受けて規模拡大を目指します。生産に必要な農機具は、スピードスプレーヤー・軽トラ・2トントラックなど保有しており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴25年、農作業の従事日数年間300日で必要な技術はあります。また、申請地は自宅から100メートルであり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

会長

次に、議案第1号の2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の22ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 1, 455㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは高齢のためご近所にお住まいの●さんに水田を譲ることにいたしました。●さんは、●にお住まいで主にシソ栽培や稲作をされていることから譲り受けて規模拡大する予定です。生産に必要な農機具は、トラクター・コンバイン・田植機など保有しており、また、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴25年、農作業の従事日数年間300日で必要な技術はあります。また、申請地は自宅から車で5分であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

11月18日に、農業委員の●さんと一緒に、●事務所に電話で聞きました。

●さんは、高齢のためご近所にお住まいの●さんが申請地付近を耕作されているので水田を譲ることにされました。●さんは、●にお住まいで主にシソ栽培や稲作をされていることから譲り受けて規模拡大されます。生産に必要な農機具は、トラクター・コンバイン・田植機など保有しされており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴25年、農作業の従事日数年間300日でご両親も長年農業をされておりますので必要な技術はあります。また、申請地は自宅から車で5分であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

●番
●委員

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の23ページをご覧ください。議案第2号についてご説明いたします。地図の方は、24、25ページになります。23ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 8,756㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は植林です。

転用の理由といたしまして、申請地はイノシシ等の鳥獣被害により収穫量が上がらず、申請人は高齢となってきたことから今後農地として耕作管理していくことが困難で、他に耕作する者もないため、杉や桧を植林し山林として管理したいとのことです。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地の周辺は山林や自然潰廃などとなっており、隣接する農地とは十分に距離を取って植林することから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月21日、●委員さんと一緒に、申請人代理人である行政書士●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は山林に隣接した傾斜地の畑で、たびたびイノシシによる被害にもあっており、収穫量が上から

- 番
- 委員

ず今後耕作管理していくことが困難な状態のため、杉や桧を植林し山林として管理したいということです。

現地を確認しましたが、周囲に与える影響も少なく、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の1について説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。地図の方は27から29ページになります。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 84㎡です。譲渡人は、東京都●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで転用の目的は、事業用地の敷地拡張です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんは、事務所などがある事業用地に隣接している申請地を取得し、事業用地として一体利用したいということです。申請地は、耕作放棄され雑木が茂った状態となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地又は市街地にある農地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては調査書のとおりです。造成の際は、地面を押し固めて土砂の流出を防止し、雨水は浸透により排水することから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月18日、●委員さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、会社の敷地に隣接する申請地を取得し、事業用地として一体利用したいとのことです。申請地は、耕作放棄され立木が生育する状態になっておりますので、始末書を提出しているとのことです。

現地を確認しましたが、周囲に農地はなく、周辺への影響はないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の2について説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。地図の方は30から32ページになります。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 26㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は内子町●の●さんで、転用の目的は、住宅への進入路です。●さんと●さんは、親子関係になります。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんは、現在町内の借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い現住居が手狭になってきたことや、将来の両親の介護のために申請地の隣接地に住宅を建築する計画ですが、道路からの進入路を確保するため、申請地を進入路として利用したいとのことです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地又は市街地にある農地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、コンクリートで舗装し利用するため土砂の流出の恐れはなく、雨水は隣接する宅地の敷地内へ流れて来て自然浸透することから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと

事務局

考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

11月21日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは●さんの娘さんです。●さんは、家族が増え現在の借家が手狭になってきたことから住宅を建築するとのこと。建築予定地には、車が通れる道がないことから、申請地を譲り受けて道路からの進入路として利用したいとのこと。

現地を確認しましたが、隣接地は譲渡人名義の農地となっており、周囲への影響は少ないものと思われまので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の3許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の3についてご説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。地図の方は33から35ページになります。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 991㎡です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、貸資材置場・貸露天駐車場です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんが役員を務める●は、既存の事業用地が手狭で不便なため、申請地を取得し、貸資材置場等として利用したいということでもあります。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきまして

事務局

は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透により排水することから、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月19日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、●の役員をしております。●は、業務用の資材物置が手狭になってきたことから、●さんが申請地を取得したうえで、●に対して貸し付けたいということです。

周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の4許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の4について説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。地図の方は36から38ページになります。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 8,069㎡のうち、43㎡です。貸付人は、伊予市●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、工事用道路です。

事務局

本案件は、●の4車線化工事に伴う転用で、3年間の一時転用申請となります。工事では、現場へのアクセス道として●を利用しますが、申請地付近が狭く工事用車両の通行に支障があることから、道幅を拡幅して利用するものです。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。申請地につきましては、町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地で、農用地区域内農地と判断されますが、例外許可事由の「仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはない場合」に該当することから、立地基準に適合しております。

一般基準につきましては、調査書のとおりです。砂利や鉄板を敷いて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透や水路へ排水することから、周辺への影響は少ないものと見込まれます。また、本件は賃借権の設定となっており、工事完了後は、通行用の鉄板を全て撤去し、農地として利用できるよう小石等を除去して農地の復元を図るとともに、法面部分については、法面保護工を行って土砂の流出を防止する計画となっております。

事務局としましては、利用後に農地に戻すための農地復元計画書が提出されており、他に適地はなく、周辺への影響も少ないものと見込まれるため、この転用目的には問題がなく許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

11月21日に、●委員さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●さんは、●の工事に当たり、●を利用するとのことですが、申請地付近の道幅が狭いため、大型車両が通行できないことから道幅を拡幅したいとのことでした。

申請地は、道路沿いの一部分であり、転用による周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、一時転用については特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。議案第3号の4を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の39ページをご覧ください。内子町長より令和6年11月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年11月29日です。

集積計画の概要ですが、40ページをご覧ください。利用権の新規設定及び再設定で、田1筆 686㎡、畑1筆 1,074㎡です。

集積計画の内訳については、41ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、畑1筆 1,074㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田1筆 686㎡です。

貸付人は、東温市●の●さん、借受人は、奈良県香芝市の●さんで、賃借権の再設定です。●さんは、内子町●に自宅があり、奈良県と行き来しておりますが、農作業をして野菜などを栽培しております。

以上、農作業常時従事日数など耕作のための要件を満たしていると思われる見込めます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

会長

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。